

保育施設利用のご案内①

通年版

保育所等の入所を希望する保護者の方は、必ず本冊子の内容をご確認のうえ、お申込みください。
保育料の情報については「保育施設利用のご案内②」に掲載しておりますのであわせてご確認ください。
また、入所後のお手続き等についても記載しておりますので、大切に保管してください。

保育施設の定員や保育サービス、保育料等は、作成日現在の情報をもとに編集しております。

変更が生じた場合は、随時、市ホームページや窓口等でご案内しますのでご了承ください。



取手市福祉部子育て支援課（取手市役所新庁舎3階）

電話：0297-74-2141（内線1341・1342）

〒302-8585 取手市寺田5139番地

<http://www.city.toride.ibaraki.jp>

令和6年度情報 受付期間

利用申込みの受付期間

利用は各月1日からです。利用児童を調整する入所判定会議を毎月中旬に行いますので、利用希望月の前月10日まで（土・日・祝日の場合は、その前日まで）に申込み手続きをしてください。

| 利用希望日 | 受付期間 | 判定会議（予定） |
|------------------------|---------------------------------|----------|
| 令和6年4月1日 利用希望 → | 11/21(火) ~ 12/8(金) 一次受付分 | 1/12(金) |
| (2024年) | 2/1(木) ~ 3/8(金) 二次受付分 | 3/15(金) |
| 5月1日 利用希望 → | 3/11(月) ~ 4/10(水) | 4/17(水) |
| 6月1日 利用希望 → | 4/11(木) ~ 5/10(金) | 5/17(金) |
| 7月1日 利用希望 → | 5/13(月) ~ 6/10(月) | 6/17(月) |
| 8月1日 利用希望 → | 6/11(火) ~ 7/10(水) | 7/17(水) |
| 9月1日 利用希望 → | 7/11(木) ~ 8/9(金) | 8/16(金) |
| 10月1日 利用希望 → | 8/13(火) ~ 9/10(火) | 9/17(火) |
| 11月1日 利用希望 → | 9/11(水) ~ 10/10(木) | 10/17(木) |
| 12月1日 利用希望 → | 10/11(金) ~ 11/8(金) | 11/15(金) |
| 令和7年1月1日 利用希望 → | 11/11(月) ~ 12/10(火) | 12/17(火) |
| (2025年)2月1日 利用希望 → | 12/2(月) ~ 12/17(火) | 1/14(火) |
| 3月1日 利用希望 → | 12/2(月) ~ 12/17(火) | 2/14(金) |
| 4月1日 利用希望 → | (2024年11月~12月の予定) | (1月中) |

注意！

令和6年度（2024年度）クラス編成表

令和6年（2024年）4月1日時点での年齢でクラスが決まります。

| クラス年齢 | 生年月日 | |
|-------|-----------------------|-------------------------|
| 5歳児 | H30. 4. 2 ~ H31. 4. 1 | 2018. 4. 2 ~ 2019. 4. 1 |
| 4歳児 | H31. 4. 2 ~ R2. 4. 1 | 2019. 4. 2 ~ 2020. 4. 1 |
| 3歳児 | R2. 4. 2 ~ R3. 4. 1 | 2020. 4. 2 ~ 2021. 4. 1 |
| 2歳児 | R3. 4. 2 ~ R4. 4. 1 | 2021. 4. 2 ~ 2022. 4. 1 |
| 1歳児 | R4. 4. 2 ~ R5. 4. 1 | 2022. 4. 2 ~ 2023. 4. 1 |
| 0歳児 | R5. 4. 2 ~ | 2023. 4. 2 ~ |

| | |
|----------------------------------|----|
| はじめに..... | 1 |
| 1. 保育施設等とは..... | 1 |
| 2. 取手市における保育施設・教育施設の種類の..... | 1 |
| 保育の必要性の認定について..... | 2 |
| 1. 認定とは..... | 2 |
| 2. 保育を必要とする事由と認定有効期間..... | 2 |
| 3. 保育の必要量とは..... | 3 |
| 4. 認定証とは..... | 3 |
| 利用の申込み..... | 4 |
| 1. 認定から利用までの流れ..... | 4 |
| 申込みに必要なもの..... | 5 |
| 利用申込みにあたっての注意点..... | 6 |
| 申込み対象者..... | 6 |
| 求職中の方..... | 6 |
| 育児休業中の方..... | 6 |
| 移籍（通っている施設を移ること）の注意..... | 6 |
| 広域利用（市区町村をまたいだ保育施設等の利用）について..... | 6 |
| 子どものための教育・保育給付認定申請書について..... | 7 |
| 保育施設等の利用申込書①について..... | 9 |
| 就労証明書②について..... | 9 |
| 確認書⑥について..... | 9 |
| 保育コンシェルジュに気軽にご相談ください..... | 9 |
| 入所してからの手続き..... | 10 |
| 入所直後に必要となる手続き..... | 10 |
| 入所中の手続き..... | 10 |
| 各種変更等にかかる手続き..... | 10 |
| 現況届（毎年7月ごろに通知します）..... | 11 |
| 取手市外に転出するとき..... | 11 |
| 退所について..... | 11 |
| 延長保育・時間外保育について..... | 11 |
| 児童の健康と安全のために..... | 12 |
| 保護者の方へのお願い..... | 12 |
| 保育所での生活の一例..... | 12 |
| よくあるご質問 FAQ..... | 13 |
| 申込みについて..... | 13 |
| 入所後のことについて..... | 15 |
| 取手市保育所の利用調整に関する基準（案）..... | 17 |
| 教育・保育施設一覧 | |

はじめに

1. 保育施設等とは

保護者が就労や病気等の事情により、日中、育児ができない期間に限って保護者に代わりお子さんを保育する施設です。幼児教育の場として小学校入学準備のため、集団生活に慣れさせるため、あるいは下のお子さんの保育に手がかかるためという理由だけでは利用の対象とはなりません。（**取手市では、公立の施設を『保育所』、私立の施設を『保育園』としています。また、認定こども園の保育所部もあります。**）

| 教育・保育施設 | | 認定区分 | 認定申請先 | 入園申請先 |
|---------|------|------|-----------------------|-------|
| 認定こども園 | 幼稚園部 | 1号認定 | 子育て支援課 | 各施設 |
| | 保育所部 | 2号認定 | 子育て支援課、または 藤代総合窓口課 | |
| 保育所・保育園 | | 3号認定 | | |

この案内では『認定こども園の保育所部』と『保育所・保育園』を『保育施設等』としています。

2. 取手市における保育施設・教育施設の種類（令和6年4月以降）

| 種別（令和5年9月時点） | 認定区分 | | | 施設名称 |
|--------------------------|------|----|----|----------------|
| | 3号 | 2号 | 1号 | |
| 公立保育所 (4園) | ● | ● | | 永山保育所 |
| | ● | ● | | 井野なないろ保育所 |
| | ● | ● | | 白山保育所 |
| | ● | ● | | 久賀保育所 |
| 私立保育園 (9園) | ● | ● | | 取手保育園 |
| | ● | ● | | ふたば保育園 |
| | ● | ● | | 育英保育園 |
| | ● | ● | | たちばな保育園 |
| | ● | ● | | 共生保育園 |
| | ● | ● | | 稲保育園 |
| | ● | ● | | 戸頭東保育園 |
| | ● | ● | | 藤代駅前ナーサリースクール |
| | ● | ● | | 藤代中央保育園 |
| 幼保連携型認定こども園 (7園+分園1園) | ● | ● | ○ | たかごスクール取手 |
| | ● | | | たかごスクール取手アネックス |
| | ● | ● | ○ | 取手ふたば文化 |
| | ● | ● | ○ | めぐみ幼稚園 |
| | ● | ● | ○ | みどりが丘幼稚園 |
| | ● | ● | ○ | 戸頭さくらの森 |
| | ● | ● | ○ | 取手幼稚園 |
| | ● | ● | ○ | つつみ幼稚園 |
| 幼稚園型認定こども園 | | ● | ○ | 光風台幼稚園 |
| | | ● | ○ | 白山幼稚園 |
| 幼稚園型認定こども園：接続型 | ● | ● | ○ | あづま幼稚園 |
| 施設給付型幼稚園 | | | ○ | チューリップ幼稚園 |
| | | | ○ | チューリップ第二幼稚園 |
| | | | ○ | (市立) 藤代幼稚園 |
| 事業所内保育事業 | ● | | | 取手市医師会どんぐり保育園 |

保育の必要性の認定について

1. 認定とは

保育所・保育園、幼稚園、認定こども園などの利用を希望する保護者の方には、利用のための認定を受けていただきます。次の3つの区分に応じて、施設などの利用先が決まっていきます。

| | | |
|--|---|---|
| <p>1号認定 教育標準時間認定 お子さんが満3歳以上で、教育を希望する場合 利用先 幼稚園、認定こども園（幼稚園部）</p> <p>2号認定 満3歳以上・保育認定 お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、 保育所等での保育を希望する場合 利用先 保育所、認定こども園（保育所部）</p> <p>3号認定 満3歳未満・保育認定 お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、 保育所等での保育を希望する場合 利用先 保育所、認定こども園（保育所部）</p> | } | <p>さらに！</p> <p>就労等を理由とする場合、さらに次のいずれかに区分されます。</p> <p>「保育標準時間」利用 就労時間 月120時間以上 かつ月16日以上</p> <p>「保育短時間」利用 就労時間 月64時間以上 かつ月16日以上</p> |
|--|---|---|

2. 保育を必要とする事由と認定有効期間

保育認定（2号・3号）に当たっては、保護者（父母）に次のいずれかの事情があり、**常時【月64時間以上（1日4時間以上かつ1か月16日以上）】**保育が必要な状態にあることが必要です。

「集団生活を経験させたい」、「教育を受けさせたい」などの方は、教育標準時間認定（1号認定）となります。

| 保育を必要とする事由 | | 保育の必要量 | 認定期間・利用期間 |
|-------------------------------|---|---------|---------------------------|
| 就 労 | 日常の家事以外の仕事をしている場合 ※フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働などを含む | 就労時間による | 小学校就学前までの間で 保育を必要とする期間 |
| 求職活動 | 求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている場合 | 保育短時間 | 90日間(3か月) |
| 育児休業 取得中の 継続利用 | 育児休業取得中に、既に保育を利用している子がいて継続利用が必要な場合 | 保育短時間 | 産まれるお子さんが1歳を迎える年度の3月末まで |
| 妊娠・出産 | 妊娠中であるか、出産後間もない場合 | 保育標準時間 | 出産予定月を含む最長3か月間 |
| 就 学 | 学校教育法第1条、同法124条、同法134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設または職業訓練校に在学 | 就学時間による | 卒業予定日、終了予定日が属する月の月末まで |
| 病気・障害 | 病気、負傷、心身に障害がある場合 | 申請内容による | 小学校就学前までの間で 保育を必要とする期間 |
| 介護・看護 | 同居の親族（長期間入院等をしている場合も含む）を、常時、介護又は看護している場合 | 申請内容による | |
| 災害復旧 | 震災、風水害、火災等の復旧にあたる場合 | 保育標準時間 | |
| 虐待・DV | 虐待やDVのおそれがある場合 | 保育標準時間 | |
| その他 | 上記に類する状態にある場合 | 申請内容による | |

※事由によって認定期間が異なります。**事由がなくなつたときは、認定取消（退所）**となります。

※保護者がお子さんを保育できる場合は、認定を受けられません。

3. 保育の必要量とは

- 保育の必要量とは「保育を利用できる時間の上限」のことです。
- 保護者が就労を理由に保育施設等を利用する場合は、「保育標準時間」、「保育短時間」のいずれかに区分されます。

| | | | | |
|----------|-------------------------------|---------------|--|------|
| 【保育標準時間】 | ←←←←11時間（利用可能な時間帯＝保育の必要量）→→→→ | | | |
| 延長保育 | | 原則的な保育時間（8時間） | | 延長保育 |

| | | | | |
|---------|---------------------|---------------|-------|------|
| 【保育短時間】 | ←←←8時間（利用可能な時間帯）→→→ | | | |
| 延長保育 | 時間外保育 | 原則的な保育時間（8時間） | 時間外保育 | 延長保育 |

「保育標準時間」の場合、利用できる時間は、通勤時間や休憩時間等を考慮し、保護者の就労状況等に応じて必要な範囲となります（最長11時間）。

4. 認定証とは

1. 保育の必要が認定された方に、「認定証」を発行します。認定証があることで利用先の保育施設等が必ず決まるわけではありません。
2. 認定証は申請を受け付けてから原則30日以内に発行します。ただし4月入所分については、利用調整を1月に集中して行うことから、その後の発行となりますのでご了承ください。
3. 3号認定の場合、制度上、有効期間が「満3歳の誕生日の前々日まで」となります。
4. 年度の途中で3号認定から2号認定に切り替わったとしても、当該年度中はクラス年齢は変わりません。

利用の申込み

1. 認定から利用までの流れ



※1 内定なかった場合

- 1度利用申請をご提出いただくと、当該年度内は翌月以降も自動的に審査が継続されますので、毎月申請していただく必要はありません。（翌年の3月1日利用判定分まで）
- 翌月以降の審査結果については、**利用内定時のみ連絡**をいたします。
- 翌年度4月以降の入所は改めての申請が必要です。受付時期は12月ごろです。
- 長期間利用待ちとなっていることや、申込みの順番は利用の可否には関係しません。

申込みに必要なもの

申請書類は、取手市役所子育て支援課、藤代庁舎藤代総合窓口課に設置しているほか、下記★の様式については取手市ホームページからダウンロードできます。記入の際は、鉛筆やこすると消えるペンでの記入はしないでください。また、訂正の際は修正液や修正テープ等を使用せず、二重線で見え消ししてください。

- 子どものための教育・保育給付認定申請書★・・・児童1人につき1枚が必要です。
- 保育施設等の利用申込書①★・・・児童1人につき1枚が必要です。
- 保育にあたれない証明書②（児童の父母と60歳未満の同居の祖父母は、以下のいずれかが必要※1です。なお、同一住所に居住している場合は、世帯が別であっても同居とみなします）

| | |
|------------------|--|
| 就労（予定）している方 | 就労証明書★ 自営の方や勤務先の経営者が自身、又は親族の方は、裏面の就労状況申告書★への記入が必要です。また、添付書類として申請者本人の仕事内容・実績のわかるものを提出してください。 |
| 出産の方 | 分娩予定日のわかるもの |
| 病気の方 | 診断書（ <u>保育ができないことが明記されている発行3か月以内のもの</u> ） |
| 障害がある方 | 障害者手帳等（氏名・等級記載部分のコピー） |
| 同居家族の看護・介護をしている方 | 介護・看護状況申告書★＋診断書（発行3か月以内のもの） または障害者手帳・介護保険証 |
| 学校に在学中の方 | 在学証明書（学生証のコピー）＋時間割表 |
| 求職活動中の方 | 就労確約書★＋ハローワーク受付票、雇用保険受給者資格証 |

※1 60歳未満の同居祖父母がお子さんを保育できる場合は、利用の優先順位が低くなります。

- 保育施設等利用申請時 整理票③★・・・児童1人につき1枚が必要です
- 児童の状況④★・・・児童1人につき1枚が必要です
- 家庭の状況⑤★
- 確認書⑥★
- 下記に該当する場合の追加書類
 - 一時保育を利用している方・・・領収書等、継続的に利用していることが分かる書類
 - 認可外保育施設や事業所内保育施設を利用している方・・・入園が分かる書類、領収書等
 - 転入を予定している方・・・広域入所確認シート⑧★、不動産売買契約書又は賃貸借契約書のコピー
住民税所得割課税額がわかるもの（住民税納税通知書や**所得証明書**など）
 - 生活保護を受けている方・・・生活保護受給証明書
- こちらから追加でお願いする可能性がある書類
 - 取手市に住民登録がなかった方
 - ◇ ①住民税課税証明書(又は、非課税証明書)
 - ◇ ②住民税特別徴収額の決定通知書【給与天引きの方】
 - ◇ ③住民税納税通知書【納付書の方】 ①②③のいずれか
 - 海外在住等で日本で課税されていない方
 - ◇ 年間収入についての会社発行の給与支給証明書

利用申込みにあたっての注意点

※申請書類記入の際は、鉛筆やこすると消えるペンでの記入はしないでください。訂正の際は修正液や修正テープ等を使用せずに、二重線で見え消ししてください。書類不備として申請ができかねますのでご注意ください。

申込み対象者

- 取手市在住又は転入予定者（7ページ参照）で、利用希望月初日に各施設が定めた受入可能月齢を経過している児童。
- 転入予定者は、利用希望月の前月末までに取手市に住民登録等をしていることが条件となります。申込み時に申請書類に加え、広域入所確認シート⑧、不動産売買契約書又は賃貸借契約書のコピー、住民税の所得割額の課税額が分かるもの（住民税納税通知書や課税証明書など）が必要です。

求職中の方

- 現在無職の方で、これから就労を希望する方も申込みができます。ただし、求職活動の認定は90日間となるため、認定期間内に就労できなかった場合は退所となります。

育児休業中の方

- 育児休業から同じ職場に復帰する場合、申込みができます。
- 職場復帰日より利用希望可能月が異なります。就労証明書の育児休業等の欄で復帰日を確認します。
- 申込児童が保育施設に入所した場合、入所月の翌月15日までに復帰できることを勤務先とご協議ください。
- 入所後には再度、復職を確認するための就労証明書を提出してください。

| | 4月 利用希望 | 5月以降 利用希望 | |
|------|--------------------|--|------------------------|
| 復帰日 | 5月15日までに復帰 | 月の1～15日に復帰 | 月の16日以降に復帰 |
| 申込時期 | 一次受付(12月中)で 申込み | 復帰月の前月から 利用希望可能 | 復帰月から 利用希望可能 |
| | | 利用希望前月10日までに申込み (10日が休日にあたる場合、その前の平日まで) | |

移籍（通っている施設を移ること）の注意

- 申込み後に移籍の意思がなくなった場合は、ただちに申込みを取り下げてください。
- 入所後、移籍の申込みができますが、必ず移れるわけではありません。また、移籍の承諾が出た場合は、元の施設には戻れません。

広域利用（市区町村をまたいだ保育施設等の利用）について

1. 取手市から転出予定の方で、他市区町村の保育施設等を希望する方

- 相手方市区町村の保育担当窓口へ、①取手市からの協議（取手市を經由した申請）が必要か、②申込受付期間、③必要書類をご確認ください。協議の必要がなければ、原則転出予定の市区町村に直接申請していただきます。市区町村によっては、取手市を經由して提出が必要な場合がありますので、取手市からの協議が必要かどうか、必ずご確認ください。確認にあたっては広域入所確認シート⑨をご参照ください。
- 内定した場合には、在園中の保育施設や子育て支援課まで必ずお知らせください。

2. 取手市から転出予定がない方で、他市区町村の保育施設等を希望する方

- 通常の市内保育施設等申請と同様、取手市子育て支援課・藤代庁舎藤代総合窓口にて、所定の申請手続きを行っていただきます。事前に、相手方市区町村の保育担当窓口にて、①申込みが可能か、②申込受付期間、③必要書類、などをご確認ください。取手市から相手方市区町村に郵送するまでの事務処理上、締切日から10日程度余裕を持って申請してください。
- 他市区町村においても取手市同様、市民を優先としているため、転出予定がない方の受入れは、非常に困難な状況です。十分ご検討のうえ申込みをしてください。

3. 取手市に転入予定の方で、取手市の保育施設を希望する方

- 取手市子育て支援課・藤代庁舎藤代総合窓口にて、所定の申請手続きを行っていただきます。遠方のため窓口での申請が困難な場合は、必要書類を取手市子育て支援課までご郵送ください。締切日必着です。郵便事故等のために到着が確認できないことを防ぐため、特定記録郵便または、簡易書留での郵送を必須とします。
- 広域入所確認シート⑧と取手市への転入予定がわかる書類（不動産売買契約書又は賃貸借契約書のコピー）、所得割課税額がわかるもの（住民税課税証明書等）を添付してください。
- 入所が決定した場合は、以下の手続きを入所開始前月末までに全て完了させてください。所定の手続きが完了されていないと、入所取り消しとなります。
 - ✓ 取手市への転入（住民票の異動）
 - ✓ 保育施設等での説明会に出席（事前に保育施設等と日程調整したうえで）

4. 取手市に転入予定のない方で、取手市の保育施設を希望する方

- 公立保育所は、0、1歳児クラス、私立保育園は0歳児クラスへの申込みはできません。※
- 4月一次入所については申請受け付けできません。※
- 4月二次入所以降の申請については、現在住民票のある市区町村役所にて、その市区町村の申請書類・手続きに従って申し込んでください。取手市の締切日10日前までに、現在お住まいの市区町村で手続きを完了させてください。
- 取手市においても市民を優先としているため、市外からの受入れは非常に困難な状況です。十分ご検討のうえ申込みをしてください。

※ 取手市内の認可保育施設の保育士としてフルタイムで勤務する場合、この制限はありません。

子どものための教育・保育給付認定申請書について

個人番号の記載に伴い、確認書類が必要となります。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」の施行により、子どものための教育・保育給付認定申請において、個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。

※申請書への個人番号の記載にあたっては、あらかじめ他の世帯員に利用目的を説明し、同意を得てください。

① 保護者が申請書等を提出する場合

申請者の㊸個人番号（マイナンバー）確認、㊹身元確認が必要となります。

※申請者の配偶者が書類を提出する場合は下記「2.代理人が申請書等を提出する場合」に相当します。

（例：申請者が父、提出が母、という場合等、申請者と提出者が同一でない場合は委任状が必要となります。）

確認書類一覧

| ㉔個人番号確認書類 | ㉕身元確認書類 |
|---|---|
| 個人番号カードをお持ちの方 ・個人番号カード 個人番号カードをお持ちでない方 ・個人番号の通知カード ・個人番号記載の住民票または住民票記載事項証明書 | 個人番号カードをお持ちの方 ・個人番号カード 個人番号カードをお持ちでない方 (写真付き身元確認資料であれば1点) ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード、特別永住者証明書 ・その他官公署発行の写真付き身分証明書等で氏名、生年月日、住所の記載があるもの (前述の提示が困難な場合下記より2点) ・各種健康保険被保険者証 ・各種共済組合の組合員証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書または特別児童扶養手当証書 ・介護保険被保険者証 ・住民票、または住民票記載事項証明書 ・その他官公署等からの発行書類で氏名、生年月日、住所の記載があるもの |

② 代理人が申請書を提出する場合

代理人（祖父母や配偶者等、申請者以外の方）が申請する場合、下記の4点が必要となります。

㉔代理権の確認、㉕代理人の身元確認、㉖申請者（申請される保護者）の個人番号確認、㉗申請者（申請される保護者）の身元確認

確認書類一覧

| ㉔代理権の確認 | ㉕代理人の身元確認 | ㉖申請者の個人番号確認 | ㉗申請者の身元確認 |
|--|---|--------------------------|--------------------------|
| 任意代理人 (配偶者や申請者の親等が書類を提出する場合) ・委任状 法定代理人 (法律の規定によって定められた代理人) ・戸籍謄本 ・その資格を証明する書類 | (写真付き身元確認資料であれば1点) ・個人番号カード ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード、特別永住者証明書 ・その他、官公署発行の写真付き身分証明書等で氏名、生年月日、住所の記載があるもの (上記の提示が困難な場合以下より2点) ・各種健康保険被保険者証 ・各種共済組合の組合員証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書または特別児童扶養手当証書 ・介護保険被保険者証 ・住民票の写し、住民票記載事項証明書の写し ・官公署等からの発行書類で氏名、生年月日、住所の記載があるもの | 上記1.保護者が申請書等を提出する場合の、㉔同様 | 上記1.保護者が申請書等を提出する場合の、㉕同様 |

保育施設等の利用申込書①について

- 希望施設は空きの有無にかかわらず通える範囲で希望する順番に書いてください。いくつでも構いません。書ききれない場合は、欄外か別紙を使ってください。
- 利用調整基準点数の高い方から利用先を調整し、その順番で2か所以上利用可能な場合、希望順位の高い施設に決定します。第1希望のみだから有利ということはありません。
- 認定こども園を希望される際は、必ず園を見学してください。見学については各園にお問い合わせください。

就労証明書②について

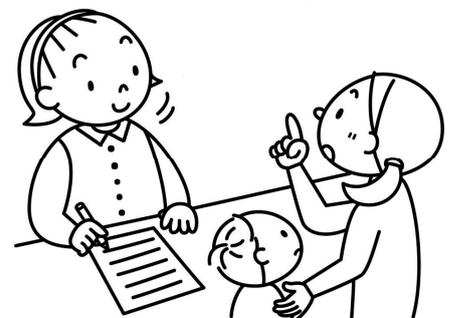
- 就労証明書は勤務先から証明を受け、提出するものです。記入担当の方に、就労証明書の様式とともに、記入要領も一緒に渡して記入依頼をしてください。
- 就労証明書の**有効期限は証明日から3か月**です。
- また、利用申込み時以外にも下記のタイミングで必要になります。
 - ✓ 育児休業を取得するとき：出産後、2ヶ月以内に
 - ✓ 育休から復帰したとき：復帰後すぐに
 - ✓ 現況届提出時：例年7月ごろ（市から保護者あてに通知します）
 - ✓ 雇用期間の延長など、内容に変更があったとき
- 自営の方や、勤務先の経営者が自身、又は親族の場合は、**裏面の就労状況申告書への記入に加え、添付資料の提出**が必要です。

確認書⑥について

この確認書には申込みにかかる重要事項が記載されています。必ず内容についてご理解、同意いただいたうえで「□」にチェック✓をして申込みをしてください。

保育コンシェルジュに気軽にご相談ください

取手市では利用者支援事業として、保育サービスに関する専門相談員である**保育コンシェルジュ**が取手市の教育・保育施設や子育て支援に関する情報を提供しています。保護者のご希望やご家庭の様子などを伺いながら、それぞれのニーズに合ったサービスをご提案します。子育て支援課の窓口には在籍していますので、いつでも気軽にご相談ください。



入所してからの手続き

入所直後に必要となる手続き

下記の「申込時の状況」に該当する方は、就労状況を確認する必要がありますので、事由発生日以降に作成した必要書類を速やかに提出してください。★の書類は市ホームページからダウンロードできます。

| 申込時の状況 | 必要書類 | いつまでに |
|--------------------|--|--|
| 出産休暇中 又は 育児休業中等 | ★就労証明書 | 復職日以降、勤務先から証明を受け、入所月の翌月中までに提出してください |
| 就労内定 | ★就労証明書 | 入所月中に就労を開始し、就労開始後に就労証明書を就労開始日以降の証明日で勤務先から証明を受け、速やかに提出してください。 |
| 求職活動 | ★子どものための教育・保育給付認定変更申請書（様式第13号） ★就労証明書 | 入所後、90日までが入所期限になります。求職活動を行い、期限内に就労（月16日かつ1日4時間以上）を開始することにより、入所期間が延長されます。 |

入所中の手続き

各種変更等にかかる手続き

保育施設利用にあたっての重要事項です。必ずお読みいただき、必要な手続きを把握しておいてください。状況に応じた書類を市役所か施設に提出してください。★の書類は取手市のホームページからダウンロードできます。

| どんなときに | 何を | いつまでに |
|---|---|------------|
| ・保育できない事情が変わった ・保育必要量が変わった | ★子どものための教育・保育給付認定変更申請書（様式第13号） ・保育にあてられない証明書 | 事由発生後、すぐに |
| ・氏名、住所、連絡先などの変更 ・離婚、結婚、出産等、世帯の状況の変化 | ★子どものための教育・保育給付認定内容変更届（様式第18号） | 事由発生後、すぐに |
| ・保育必要量の変更が生じない範囲の勤務先、日数、就労時間の変更 | ★子どものための教育・保育給付認定内容変更届（様式第18号） ★就労証明書 | 事由発生後、すぐに |
| ・所得税・住民税申告により、住民税額が変わった | ・申告書の控え、等 | 申告後、なるべく早く |
| ・育児休業を取得するとき （入所中のお子さんがいつまで保育施設等を利用できるかは、状況により異なります） | ★子どものための教育・保育給付認定変更申請書（様式第13号） ★就労証明書 | 出産後、2か月以内に |
| ・育休から復帰した時 | ★子どものための教育・保育給付認定変更申請書（様式第13号） ★就労証明書 | 復帰後、すぐに |
| ・保育施設を利用しなくなったとき | ★保育の利用の解除申出（様式第4号） | 確定後、すぐに |

就労証明書ワンポイントアドバイス★（就労証明書作成者にお伝えください）

市ホームページからエクセルファイルをダウンロード、入力・印刷して完成。ファイル保存で次回以降が簡単です！

現況届（毎年7月ごろに通知します）

保育を必要とする事由や状況に引き続き該当していることを確認するために必要な手続きです。

- 子どものための教育・保育給付認定現況届（様式第10号）
- 保育にあたれない証明書（就労証明書等）を利用施設に提出してください。

取手市外に転出するとき

転出の翌月以降も保育施設の利用を希望する場合

- 転出先の市区町村の保育施設等の申込み（転出前に転出先市区町村の保育施設等を申し込むことができます。子育て支援課にご相談ください。）

↓

転出先の保育施設等入所が・・・

- 決定した場合：在園中の施設は退園、転出先の施設に入所となります。
- 決まらなかった場合：転出先市区町村から在園中の施設への申込みが改めて必要です。（転出先の保育施設等に入所決定するまでの間、年度末を限度に在園中の施設の継続が可能です。）

退所について

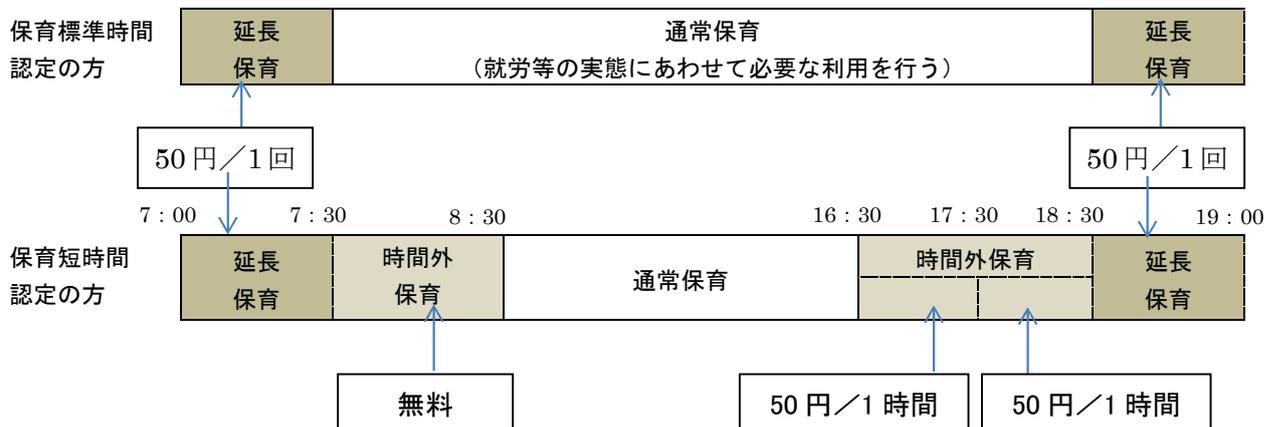
次のような場合、保育施設等を退所していただきます。保育の利用の解除申出（様式第4号）を子育て支援課に提出してください。

- 取手市以外の市区町村に転出されるとき。
- 保育の必要性がなくなったとき、など。
 - 病気等以外で長期にわたり保育施設を休む場合は、保育の必要性がないとみなし、退所となります。その後、再び入所希望の場合は新規扱いになり、新たに入所申請手続きが必要となります。

延長保育・時間外保育について

- 「保育短時間」認定の方の時間外保育は、延長保育に加えて、時間外保育についても有料となります。
- 時間外保育は、就労時間等の関係でやむを得ず通常の時間内に送迎ができない場合にのみご利用できるものであり、あくまでサービスの一環として設けられているものです。児童にとって望ましい生活リズムの確保や、施設運営上の観点から、安易な利用については見合わせてください。
- 時間外保育や延長保育を利用する場合は、利用施設にある「時間外保育利用申込書」を提出し、承認を受けなければなりません。また、**土曜日の利用は、原則として父母ともに就労等で保育が必要であることが条件**となります。

【公立保育所の時間外保育のイメージ】



児童の健康と安全のために

保護者の方へのお願い

毎朝

- 必ず朝食を食べてから登園してください。朝食を食べないで登園したお子さんは、午前中の一番活発に動ける時間を元気に活動することができません。
- お子さんの健康状態を確認し、具合が悪いときは、無理な登園は避けてください。前夜、発熱、下痢等の異常があったときは、その旨連絡してください。
- 欠席の場合は保育所に必ず連絡してください。
- 登降園時は保護者が付き添い、『保護者から保育士の手へ』『保育士から保護者の手へ』ということを守りましょう。

保育中

- 発熱やケガをした場合は保護者に連絡します。
- 保育所での薬の服用依頼は原則としてお断りしています。やむを得ない場合に限り、与薬依頼書記入のうえ、お預かりしています。

感染症について

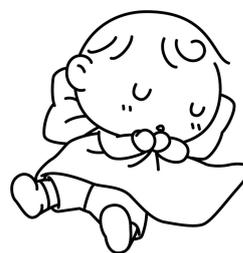
- 各種予防接種は、集団生活において有効です。予定表を確認し、受けるようにしてください。
- 感染症と診断された場合は、速やかに利用中の施設に連絡してください。施設としても予防対策をとります。なお、感染の疑いがある児童は登園を控えていただく場合があります。

公立保育所利用の保険

独立行政法人 日本スポーツ振興センターに加入していただきます。お子さんが保育中や登降園中に、ケガをした場合のための保険です。**共済給付掛金の一部として、210円を負担していただきます。**

保育所での生活の一例

| | 7:00 | 8:30 | 9:00 | 10:00 | 11:00 | 11:30 | 12:00 | 15:00 | 16:30 | 17:15 | 19:00 | |
|-------|--------------|---------|-------|--------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|---------|--------------|
| 3才未満児 | 早朝保育(延長保育)開始 | 登園・視診 | 自由あそび | 授乳・おやつ | 自由あそび | 食事の準備 | 給食 | お昼寝 | おやつ | 自由あそび | 視診・降園開始 | 残留保育(延長保育)終了 |
| 3才以上児 | 早朝保育(延長保育)開始 | 家庭からの連絡 | 自由あそび | 年齢別保育 | 給食 | 食事の準備 | 給食 | 起床・後片付け | お昼寝 | 自由あそび | 視診・降園開始 | 残留保育(延長保育)終了 |



申込みについて

- ① **現在保育所を探しています。選ぶにあたり保育所の見学をしたいのですが。**

見学できます。事前に保育所に電話して見学日を調整してください。認定こども園を希望される際は、必ず園を見学してください。
- ② **利用の申込みは、先着順ですか？また、利用の予約は行っていますか？**

いいえ。利用の決定は先着順ではありませんので、締切日までに申込みいただければ、同じ条件で判定をします。また、取手市では利用予約を受け付けておりません。
- ③ **就労証明書は、会社を書いてもらうものなのですか？**

「就労証明書」と「就労証明書記入要領」を勤務先担当者に渡してください。保護者記入欄以外は、勤務先が記入し、証明を受けてください。自営の場合は、自営主自ら記入・証明するほか、裏面の「就労状況申告書」への記入に加え、添付資料の提出が必要です。
- ④ **どの保育所をいくつ希望するかで、入所の審査に関わることはありますか？**

いくつ希望しても審査上の有利・不利には影響しません。保育所の利用調整は、保護者の希望順位が高い保育所から選考をしていきます。つまり、複数の保育所を希望した場合、第一希望で決定しなかったときに、第二希望の選考、第二希望で決定しなかったときに第三希望の選考という順に選考していきます。なお、第一希望のみの場合は、第一希望で決定とならないと、その時点で入所待機となります。なお、希望していたにも関わらず入所決定後にキャンセルをされると、他の入所待機者に迷惑が及びますので、通える範囲で申請してください。
- ⑤ **利用不承諾となった場合、どのようにすればよいでしょうか？**

定員超過等により入所待機となった場合、当該年度内に限り、入所できるまで審査が自動的に継続されますが、希望月に入所できなかった場合に備え、次のような準備・方法で対応されるご家庭が多いようです。

 - 育児休業を延長する等、引き続き保護者が家庭保育を行う。
 - 児童を近親者等に預けて就労を始める。
 - 児童を認可外保育所等に預けて就労を始める。（⑪参照）
 - 一時保育を利用する。
 - 職場の理解が得られ、状況的に可能であれば、職場に同伴する。
 - 通所可能な希望保育所を追加する。
- ⑥ **移籍申込みは、在籍している保育所を退所しないとできませんか？また、移籍が決まった後にキャンセルはできますか？**

希望先の定員が空き、移籍が決定するまでは、在籍している保育所に通うことができます。なお、移籍希望をキャンセルする場合は、速やかに「保育施設等の利用申込取下書」を提出してください。提出がない場合、当該年度中は毎月選考の対象となり、移籍が決定してしまう場合があります。移籍が決定すると、在籍中の保育所に、他児童を入園決定（補充）してしまうため、戻ることができません。移籍申込みをされる場合は、よく検討してから申込みをしてください。

⑦ **保育所の申込みをしたら給付認定証（2号・3号）が送られてきました。保育所の利用が決まったということですか？**

給付認定証（2号・3号）は、保育所の利用が決まったというわけではありません。保育が必要な方に交付される「保育が必要であるという証明」です。

⑧ **現在育児休業を取得していて、職場復帰を控えています。職場復帰のどのくらい前から、保育所に入所できますか？**

育児休業明けの職場復帰日によって変わってきます。

- ・ 月の1～15日の間に職場復帰する場合は、前月の1日からの入所
- ・ 月の16～31日の間に職場復帰する場合は、当月の1日からの入所

⑨ **上の子が入所している保育所に0歳児クラスの空きがないので育休を延長するつもりです。会社に提出するため、不承諾通知書が欲しいのですが？**

不承諾通知書が必要な方についても、必ず利用申請が必要です。不承諾通知書は「申請」の手続きがあって、その結果、お出しするものです。入所できる可能性が低くても、期限内にお申込みください。また、不承諾通知書をお渡しできるタイミングは入所判定会議終了後になります。

⑩ **私立の保育園と公立の保育所は、どちらがうのですか？**

どちらも認可保育園である公立保育所・私立保育園は、保育内容も保育料も基本的には同じです。ただし保育内容については、私立保育園は、独自の保育方針が反映される傾向が高いようです。

⑪ **『認可保育園』と『認可外保育園』はどちらがうのですか？**

『認可保育園』は“保育を必要とする児童”の保育を目的とした施設で、保育士数や児童一人あたりの保育面積等、児童福祉法の基準を満たす運営が求められます。『認可外保育園』は、この認可保育園に該当しない児童保育施設のひとつで、“保育の必要性がない児童も”任意で利用できます。利用手続きは、施設に直接お問い合わせください。

| 事業所名 | 電話番号 | 所在地 |
|----------------|---------|-------------|
| とねっこ保育園 | 78-2203 | 下高井 1087-24 |
| コロボックルこどもの家保育園 | 83-8066 | 梶木 432 |
| エンゼルクラブ | 83-0484 | 藤代 1076 |
| かがやき保育園とりで | 63-5633 | 取手二丁目 3-7 |

⑫ **『医療的ケア』が必要な子どもはどのような手続きが必要ですか？**

医療的ケアが必要なお子様、いわゆる「医療的ケア児」とは、日常生活および社会生活を営むために恒常的な医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童のことを指します。医療的ケア児の保育施設等での受け入れにあたっては、看護師や医療的ケアに関する研修を受けた保育士の配置が必要であったり、主治医の先生、保育施設、子育て支援課ほか関係する機関との調整や打合せが必要となります。そのため、申請される際は、少なくとも6か月程度前に子育て支援課にご相談ください。

入所後のことについて

⑬ 慣らし保育（入所直後の短時間保育）を行っていますか？

原則、行っております。お子さんの状況が優先されるため、入所内定後の面接時に保護者と相談のうえ、期間や、一日あたりの保育時間について、決定します。

⑭ 児童に食物アレルギーがある場合、除去食などの対応をしてもらえますか？

保育所には調理室があり、調理員が給食とおやつを提供しており、食物アレルギーについても概ね対応しております。ただし、原因となる食材が不特定である場合や多種類にわたる場合などは、すぐには対応困難な場合があります。

- ・ 利用申込みの際、「食物アレルギー対応食申請書」等（1枚は医師記入）をお渡しします。
- ・ かかりつけの医師の診断と指示を受け、上記書類の記入をお願いしてください。
- ・ 入所内定後の説明会時に、上記書類とアレルギー検査結果をもとに、除去の程度を相談してください。

⑮ 保育所で投薬（与薬）を行っていますか？

保育所では、健康な子ども達の集団の場であるという点から、原則、投薬は実施しないこととしています。しかしながら慢性的な病気や長期服用が必要な病気等の対処薬など、どうしても施設で過ごす昼間の時間帯に服用しなければならない場合に限り、保育所でお預かりする場合があります。このような場合は、保育所にご相談ください。また、今後、医師の診察を受ける場合は、①お子さんが何時から何時まで在所していること、②原則保育所では投薬ができないこと、を伝えて処方の方をお願ひします。

⑯ 時間外保育を利用する基準はありますか？

時間外保育は、就労時間等の関係でやむを得ず通常の時間内に送迎ができない場合にのみご利用できるものであり、あくまでサービスの一環として設けられているものです。児童にとって望ましい生活リズムの確保や、保育所運営上の観点から、安易な利用については見合わせてください。なお、ご利用の際は保育所での手続きが必要となります。

⑰ 仕事を辞めてしまいました。保育所はいつまで利用できますか？

保育所は、継続して入所資格が必要です。離職後に求職中となった場合、求職活動の認定期間は90日となり、保育短時間認定に変更になります。認定変更申請書と就労確約書の提出をお願いしております。また、認定期間内に就労できなかった場合は退所となりますのでご注意ください。

⑱ 第2子以降を出産することになった場合、継続入所できますか？

次のときに継続入所が認められます。ただし、育児休業中は、保育短時間認定に切り替わります。

- 出産休暇及び育児休業を取得する場合：手続きをすることで、生まれるお子さんが満1歳を迎える年度の3月末まで継続入所ができます。（育児休業法に基づく休暇の取得に限ります。）
- 出産予定月を基準に前2か月・出産月を基準に後8週の間に退職する場合：出産要件に切り替わり、最大3か月の認定後、退所となります。入所資格を再度変更して継続入所したい場合は、1か月以内の就労内定が必要です。

⑱ **離婚した場合、利用者負担（保育料・保育所給食費）は安くなりますか？**

ひとり親家庭となった場合、同居者がいない場合は保護者ひとりだけの税額で算定しますので、利用者負担（保育料）は安くなるケースが多いです。適用は翌月からになります。ただし、祖父母と同居しており、保護者の収入が103万円未満の場合は、祖父母を「生計同一者」として算定しますので、結果、利用者負担が高くなるケースもあります。なお、「離婚前提の別居」の場合は、夫婦関係調整調停中を除き、不在者を含めて算定します。また、保育所給食費については副食費が免除になるケースがあります。

⑳ **長期欠席した場合、保育所の利用はどうなりますか？**

原則として1か月以上保育施設の利用がない場合、保育の必要性がないと判断し、1か月を経過した時点で退園となります。ただし、里帰り出産による保育利用一時停止届の提出、または長期欠席届を提出後に児童の病気等の事情により1か月以上欠席する場合はこの限りではありません。

取手市保育所の利用調整に関する基準

父母それぞれの基準点数を合算したものに対し、調整点数の加算・減算を行います。

1. 基準点数

| 番号 | 類型 | 細目 | 細目 詳細 | 基準点数 | |
|-------------------------------------|--------------------------|---|--|----------------------|----------------------|
| 1 | 就労 | 就労 | 月20日以上 | 1日8時間以上の就労を常態 | 30 |
| | | | | 1日6時間以上8時間未満の就労を常態 | 28 |
| | | | | 1日4時間以上6時間未満の就労を常態 | 26 |
| | | | 月16日以上 | 1日8時間以上の就労を常態 | 27 |
| | | | | 1日6時間以上8時間未満の就労を常態 | 25 |
| | | | | 1日4時間以上6時間未満の就労を常態 | 23 |
| 2 | 求職活動 | 求職 | 公共職業安定所の記録により1か月前から定期的に求職活動をしていると認められる場合 | 5 | |
| | | | 求職中 | 2 | |
| 3 | 不存在 | ひとり親家庭等 | 不存在・死亡・離別・行方不明・拘禁等 | 30 | |
| 4 | 出産 | 妊娠・出産 | 出産予定月を含む3ヶ月 | 27 | |
| 5 | 疾病・障害 | 入院 | 概ね1か月以上の入院を要する | 30 | |
| | | | 精神性 | 精神障害者手帳1～3級 | 30 |
| | | 精神障害者手帳1～3級以外の程度(診断書のみ) | | 24 | |
| | | 障害 | 身体障害者手帳1～2級 | 30 | |
| | | | 身体障害者3級又は4級(視覚障害に限る) | 20 | |
| | | | 身体障害者4級(視覚障害除く)・5・6・7級 | 18 | |
| | | | 療育手帳 (A)・A | 30 | |
| | | | 療育手帳 B | 26 | |
| | | | 療育手帳 C | 24 | |
| | | 疾病：一般療養 | 医師が1か月以上の安静を要すると診断した場合(常時病臥を除く) | 20 | |
| 医師が1か月以上の通院加療を要すると診断した場合 | 15 | | | | |
| 6 | 介護・看護 (同居親族・ 家族のみ) | 自宅内 | 全介護を必要とする場合(要介護認定3・4・5、重度身体障害者等) | 30 | |
| | | | 一部介護を必要とする場合(要介護認定1・2程度) | 25 | |
| | | | 支援を必要とする場合(要支援) | 20 | |
| | | 施設通院・ 通学等 | 月20日以上 | 1日7時間以上の付き添いを常態 | 30 |
| | | | | 1日5時間以上7時間未満の付き添いを常態 | 28 |
| | | | 月16日以上 | 1日7時間以上の付き添いを常態 | 26 |
| | | | | 1日5時間以上7時間未満の付き添いを常態 | 24 |
| | | 7 | 災害 | | 火災などによる家屋の損傷その他の災害復旧 |
| 児童虐待防止法第2条又は配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められる場合 | 30 | | | | |
| 9 | 就学・ 技能取得 | 大学・専門学校 等の就学/ハ ローワーク教育訓 練講座の受講な ど | 月20日以上 | 1日7時間以上の就学を常態 | 25 |
| | | | | 1日6時間以上7時間未満の就学を常態 | 23 |
| | | | | 1日4時間以上6時間未満の就学を常態 | 21 |
| | | | 月16日以上 | 1日7時間以上の就学を常態 | 22 |
| | | | | 1日6時間以上7時間未満の就学を常態 | 20 |
| | | | | 1日4時間以上6時間未満の就学を常態 | 18 |

2. 調整点数（★印：状況を証明できる書類の提出がない場合、加対象外となります。）

| 区分 | 内 容 | 調整点数 |
|----|--|-------------|
| ア | 生活保護法による生活扶助を受けている ★ | 20 |
| イ | 産前産後休業又は育児休業期間が終わり、職場に復帰しようとするとき | 4 |
| ウ | 保育士として月20日以上1日6時間以上の勤務をする場合 | 3 |
| エ | 市内認可保育施設の保育士として月16日以上、1日6時間以上の勤務をする場合 | 15 |
| オ | 市内認可保育施設の保育士としてフルタイム(月20日以上、1日8.5時間以上)で勤務する場合 | 20 |
| カ | 兄弟姉妹同時に新規で入所申請をするとき | 6 |
| キ | 兄・姉等が既に入所していて、新規で入所申請をするとき(新年度では卒業予定児童を除く) | 10 |
| ク | 保育所入所中で、移籍を希望するとき | 1 |
| ケ | 既に兄弟姉妹が別々の保育所に入所していて移籍を希望している場合 | 15 |
| コ | 他市区町村から取手市転入に伴い、移籍を希望するとき | 5 |
| サ | 未就学児が3人以上いる場合(多子世帯) | 5 |
| シ | 勤務の都合で父母の一方が単身赴任しているとき ★ | 2 |
| ス | 認可外保育施設(事業所内託児施設含む)、児童発達支援施設を週3回以上利用している場合 ★ | 5 |
| セ | 一時保育(認可外含む)を週3回以上利用している場合(利用予定は含まない) ★ | 4 |
| ソ | 同居親族以外に週3日以上保育を依頼している | 2 |
| タ | 父母ともに失踪・死亡しているとき | 20 |
| チ | 母子・父子世帯 | 8 |
| ツ | 母子・父子世帯に準ずる世帯(離婚調停中かつ別居、失踪、行方不明、拘禁) | 5 |
| テ | 同居している60歳未満の祖父母が無職の場合 ※同一住所又は同一建物の場合を含む | -10 |
| ト | 入所児又は卒園児の利用者負担(保育料・保育所給食費)を3か月以上滞納している場合 | -5 |
| ナ | 利用者負担(保育料・保育所給食費)の滞納が高額となっている世帯で、納付の督促等に対して誠意ある対応が見られないなどの場合 | 滞納月 × -2 |

※ 基準点数に調整点数を加えた点数が同点の場合、市民税の控除前所得割額の低い世帯を優先とする。

※ 同時加点しないケースは、「ウ」「エ」「オ」、「ク」と「ケ」、「ス」「セ」「ソ」、「タ」「チ」「ツ」、「ト」と「ナ」

※ 単身赴任の場合は、就労証明書下段『追加的記載項目欄』にその旨を記載した場合に加点とする。

例

【基準点数】

父：就労（月 20 日以上、1 日 8 時間以上）で 30 点

母：就労（月 16 日以上、1 日 4 時間以上）で 23 点

【調整点数】

きょうだい同時に新規入所申請で 6 点

【合計】59 点

| | |
|-------------------|--------------------|
| 公立保育所 | 幼保連携型認定こども園 |
| 2 井野なないろ保育所 | 14 たかさごスクール取手 |
| 3 白山保育所 | 15 たかさごスクール取手アネックス |
| 私立保育園 | 18 みどりが丘幼稚園 |
| 5 取手保育園 | 施設給付型幼稚園 |
| 6 ふたば保育園 | 26 チューリップ幼稚園 |
| 7 育英保育園 | 27 チューリップ第二幼稚園 |
| 幼稚園型認定こども園 | |
| 23 白山幼稚園 | |

| |
|--------------------|
| 公立保育所 |
| 4 久賀保育所 |
| 私立保育園 |
| 8 たちばな保育園 |
| 9 共生保育園 |
| 12 藤代駅前ナースリスクール |
| 13 藤代中央保育園 |
| 幼保連携型認定こども園 |
| 20 取手幼稚園 |
| 21 つつみ幼稚園 |
| 幼稚園型認定こども園 |
| 22 光風台幼稚園 |
| 公立幼稚園 |
| 28 藤代幼稚園 |



戸頭地域子育て支援センター

白山地域子育て支援センター

藤代地域子育て支援センター

井野なないろ地域子育て支援センター

| |
|--------------------|
| 公立保育所 |
| 1 永山保育所 |
| 私立保育園 |
| 10 稲保育園 |
| 11 戸頭東保育園 |
| 幼保連携型認定こども園 |
| 16 取手ふたば文化 |
| 17 めぐみ幼稚園 |
| 19 戸頭さくらの森 |
| 幼稚園型認定こども園 |
| 24 あづま幼稚園 |
| 事業所内保育園 |
| 25 どんぐり保育園 |

教育・保育施設一覧

2024年4月作成

| 区分 | 認定区分 | | | 施設名称 | 地図No. | 所在地 | 電話番号 | 開所時間 | | 受入年齢 | 利用定員 | | 一時保育 | 病児保育 | 病後児保育 | 備考 | 申込先 |
|-----------------|------|----|----|-----------------|-------|------------|---------|------------|------------|----------|----------|-----|------|------|-------|-----------------|-----|
| | 3号 | 2号 | 1号 | | | | | 平日 | 土曜日 | | 2・3号 | 1号 | | | | | |
| 公立保育所 | ● | ● | | 永山保育所 | 1 | 下高井2380 | 78-8925 | 7:00～19:00 | 平日と同じ | 6か月～ | 100 | | ● | | | | |
| | ● | ● | | 井野なないろ保育所 | 2 | 井野3-15-1 | 86-7016 | 7:00～19:00 | 平日と同じ | 6か月～ | 220 | | ● | | | | |
| | ● | ● | | 白山保育所 | 3 | 白山5-16-8 | 74-0543 | 7:00～19:00 | 平日と同じ | 6か月～ | 130 | | ● | | | | |
| | ● | ● | | 久賀保育所 | 4 | 萱場891-1 | 83-0433 | 7:00～19:00 | 平日と同じ | 6か月～ | 132 | | ● | | | | |
| 私立保育園 | ● | ● | | 取手保育園 | 5 | 白山2-9-28 | 73-0218 | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 | 6か月～ | 90 | | | | | | |
| | ● | ● | | ふたば保育園 | 6 | 東2-7-9 | 73-1421 | 7:30～19:30 | 7:30～18:30 | 6か月～ | 50 | | | | | | |
| | ● | ● | | 育英保育園 | 7 | 山王89-2 | 85-8823 | 7:00～19:00 | 7:30～18:30 | 6か月～ | 80 | | | | | | |
| | ● | ● | | たちばな保育園 | 8 | 米田259-1 | 85-2241 | 7:00～19:00 | 7:30～18:30 | 6か月～ | 90 | | ● | | | | |
| | ● | ● | | 共生保育園 | 9 | 桐木219 | 83-1569 | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 | 6か月～ | 70 | | | | | | |
| | ● | ● | | 稲保育園 | 10 | 西1-21-25 | 85-3508 | 7:00～20:00 | 7:00～18:00 | 6か月～ | 90 | | ● | | ● | | |
| | ● | ● | | 戸頭東保育園 | 11 | 戸頭3-17-1 | 78-2309 | 7:00～19:30 | 平日と同じ | 6か月～ | 138 | | | | | | |
| | ● | ● | | 藤代駅前ナーサリースクール | 12 | 宮和田1136-1 | 86-6801 | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 | 生後57日～ | 60 | | ● | | | | |
| 認定こども園 幼保連携型 | ● | ● | ○ | たかさごスクール取手 | 14 | 井野3-16-1 | 72-1708 | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 | 生後57日～ | 122 | 15 | ● | | | | |
| | ● | | | たかさごスクール取手アネックス | 15 | 中央町2-25 | 85-2613 | 7:00～20:00 | 7:00～18:00 | 生後57日～1歳 | 16 | | | | | 2歳児クラスから本園利用 | |
| | ● | ● | ○ | 取手ふたば文化 | 16 | 西1-21-18 | 74-6666 | 7:00～19:30 | 7:30～18:30 | 6か月～ | 86 | 150 | | | | | |
| | ● | ● | ○ | めぐみ幼稚園 | 17 | 戸頭3-4 | 78-5588 | 7:00～19:00 | 平日と同じ | 6か月～ | 72 | 70 | | | | | |
| | ● | ● | ○ | みどりが丘幼稚園 | 18 | 本郷4-10-7 | 73-3310 | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 | 6か月～ | 76 | 180 | | | | | |
| | ● | ● | ○ | 戸頭さくらの森 | 19 | 戸頭4-5-7 | 78-3803 | 7:00～19:00 | 平日と同じ | 6か月～ | 79 | 45 | | | | | |
| | ● | ● | ○ | 取手幼稚園 | 20 | 小文間4188 | 72-3160 | 8:00～19:00 | 平日と同じ | 6か月～ | 40 | 30 | | | | | |
| | ● | ● | ○ | つつみ幼稚園 | 21 | 双葉3-7-1 | 83-3591 | 7:30～18:30 | 平日と同じ | 6か月～ | 48 | 140 | | | | | |
| 認定こども園 幼稚園型 | | ● | ○ | 光風台幼稚園 | 22 | 光風台1-2-1 | 83-3545 | 7:50～18:50 | 平日と同じ | 満3歳～ | 10 | 105 | | | | | |
| | | ● | ○ | 白山幼稚園 | 23 | 白山2-9-7 | 73-2037 | 8:00～19:00 | 平日と同じ | 満3歳～ | 20 | 75 | | | | | |
| | ● | ● | ○ | あづま幼稚園 | 24 | ゆめみ野4-22-1 | 78-8341 | 7:30～18:30 | 平日と同じ | 6か月～ | 73 | 105 | | | | | |
| 事業所内保育施設 | ● | | | 取手市医師会どんぐり保育園 | 25 | 野々井1926-2 | 70-2522 | 7:00～19:00 | 平日と同じ | 3か月～ | 30(地域枠含) | | ● | ● | ● | 3歳児から近隣の連携施設へ入園 | |
| 給付施設 幼稚園型 | | | ○ | チューリップ幼稚園 | 26 | 取手3-6-27 | 73-4121 | 8:00～18:00 | 8:00～12:00 | 満3歳～ | | 35 | | | | | |
| | | | ○ | チューリップ第二幼稚園 | 27 | 吉田13-1 | 73-1263 | 8:00～18:00 | 8:00～12:00 | 満3歳～ | | 25 | | | | | |
| | | | ○ | (市立)藤代幼稚園 | 28 | 藤代53 | 82-2008 | 8:50～16:00 | | 年中・年長 | | 70 | | | | | |

取手市役所子育て支援課・藤代庁舎藤代総合窓口課（1号は各園）

各園

保育施設利用のご案内②

保育料情報版

保育所等の入所を希望する保護者の方は、必ず本冊子の内容をご確認のうえ、お申込みください。
通年版の基本情報については「[保育施設利用のご案内①](#)」に掲載しておりますのであわせてご確認ください。

取手市福祉部 子育て支援課（取手市役所 3階）
電話：0297-74-2141（内線 1341・1342）
〒302-8585 取手市寺田 5139 番地

| | |
|-------------------------------------|---|
| 0～2 歳児クラスの利用者負担額（保育料）について | 1 |
| 利用者負担額（保育料）の決め方..... | 1 |
| 1. 全ての世帯に関わること..... | 1 |
| 2. 一部の世帯に関わること..... | 1 |
| 3. 年収約 360 万円未満相当の世帯に関わること..... | 2 |
| 4. 利用者負担額の減免について..... | 2 |
| 取手市立保育所・取手市内私立保育園 利用者負担額（保育料） | 2 |
| 利用者負担額（保育料）の納付について..... | 3 |
| 公立保育所・私立保育園は取手市で徴収します..... | 3 |
| 認定こども園・幼稚園は利用施設で徴収します..... | 3 |
| 保育料無償化のポイント..... | 3 |
| 給食費（主食費・副食費）について..... | 4 |
| 3 歳児クラスから 5 歳児クラス..... | 4 |
| 0 歳児クラスから 2 歳児クラス..... | 4 |
| 給食費の取扱いは施設によって違います..... | 4 |
| 公立保育所に通っている場合..... | 4 |
| 私立保育園に通っている場合..... | 4 |
| 認定こども園に通っている場合..... | 4 |
| 幼児教育・保育無償化についての概要..... | 5 |
| 無償化の範囲..... | 5 |
| 問合せ先..... | 5 |
| 幼児教育・保育無償化ハンドブックを作成しました..... | 6 |
| （参考）市民税所得割額の確認方法..... | 6 |
| 特別徴収（給与から天引き）の方..... | 6 |
| 普通徴収（個人での納付）の方..... | 6 |
| 給食費一覧（令和 6 年 3 月 1 日現在） | 7 |

0～2歳児クラスの利用者負担額（保育料）について

教育・保育施設の利用者負担額は、保育の実施に必要な経費の一部を、利用する児童の保護者に負担していただく費用です。

取手市では国の水準と比較して、負担階層区分を細分化し、急激な利用者負担額の増減を抑えるとともに、国水準との差額を市が負担することにより利用者負担額の軽減を図っています。0～2歳児クラスについては国水準の8階層を15階層に細分化しております。

利用者負担額は父母の市民税の税額控除前所得割額（調整控除後）を基に算定しますが、父母の収入が103万円に達していない場合には、生計の中心者を同居祖父母とみなし、同居祖父母の市民税額も含めて算定します。詳しい算定方法については、下記をご覧ください。

利用者負担額（保育料）の決め方

1. 全ての世帯に関わること

- ① 利用者負担額は、世帯にかかる市民税額、お子さんの支給認定区分、兄弟姉妹の状況等によって取手市が設定した負担区分に応じて決定します。
 - 8月分までの利用者負担額は、前年度の市町村民税額を基に、9月分以降は当該年度の市町村民税額を基に利用者負担額を決定します。
 - 未申告などの理由で市町村民税額が確定しない場合は、15階層となります。
 - 途中で利用をやめた場合は、在籍日数に応じた利用者負担額となります。
 - 3号認定の方が、年度途中で3歳の誕生日を迎え、2号認定に切り替わっても、その年度中は3号認定の利用者負担額を適用します。
 - 延長保育料は利用者負担額には含まれません。その他、利用する施設が設定する実費負担額等がかかる場合があります。
- ② 各認定区分における兄弟姉妹の数え方に基づき、第2子に該当する場合は、階層表の半額、3人目以降については無料になります。
 - 各認定区分の兄弟姉妹の数え方
下記※の施設・事業に在籍している就学前児童の中で、年齢の高い順に第1子、第2子、第3子と数えます。
※ 保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、訪問型保育事業、企業主導型保育事業・・・A
※ 特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援・・・B
 - 新制度の対象となる施設・事業（上記A）をご利用されるお子さんの兄弟姉妹が新制度に移行しない幼稚園等（上記B）を利用している場合は、子育て支援課まで申し出てください。
- ③ 公立保育所と私立保育園の保育料は口座振替で取手市に利用者負担額をお支払いいただきますが、それ以外の施設・事業については、直接各施設へお支払いいただきます。ただし、他市町村の公立保育所等をご利用の場合、利用している市町村へお支払いいただきます。
- ④ 世帯の負担能力に著しい変動が生じ利用者負担額の支払いが困難となる等、一定の条件を満たす場合は利用者負担額が軽減されることがあります。（育児休業や自己都合退職・転職等は軽減の対象になりません）
- ⑤ 世帯構成の変更（婚姻、離婚等）、施設・事業の退園、兄弟姉妹の施設・事業の入園（退園）、市民税額の変更の際は、必ず市に届け出てください。利用者負担額が現年度に限り変更になる場合があります。

2. 一部の世帯に関わること

- ⑥ ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の

交付を受けた者を有する世帯、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯）、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯）の子どもについては、第3階層及び第4階層はその額より1,000円減となります。

3. 年収約360万円未満相当の世帯に関わること

⑦ 多子世帯に係る特例措置

- 市町村民税額所得割合算額が57,700円未満の世帯は、多子軽減となる児童の数え方における年齢上限がなくなります。生計が同一のお子さまの人数で、最年長者から順に1人目、2人目、...と数え、第2子を半額、第3子以降が無償となります。

⑧ ひとり親世帯・在宅障害児(者)のいる世帯

- 市町村民税額所得割合が77,101円未満の世帯は、第1子保育料が4,200円以下に軽減され、第2子以降が無償になります。

4. 利用者負担額の減免について

- ⑨ 火災や風水害、地震などで罹災された場合や、病気やケガなどの理由により連続11日以上欠席をした場合、状況により、利用者負担額減免の対象となる場合があります。詳しくは子育て支援課までご相談ください。

取手市立保育所・取手市内私立保育園 利用者負担額（保育料）

| 税額区分 | 階層 | 標準時間 | 短時間 | |
|-------------------|-------------|---------|---------|---------|
| 生活保護世帯 | 1 | 0円 | 0円 | |
| 市町村民税非課税世帯 | 2 | 0円 | 0円 | |
| 市町村民税均等割のみ課税世帯 | 3 | 6,700円 | 6,600円 | |
| 市町村民税所得割課税世帯の所得割額 | 48,600円 未満 | 4 | 9,200円 | 9,100円 |
| | 64,000円 未満 | 5 | 13,300円 | 13,100円 |
| | 97,000円 未満 | 6 | 20,000円 | 19,700円 |
| | 111,000円 未満 | 7 | 27,500円 | 27,100円 |
| | 127,000円 未満 | 8 | 32,400円 | 31,900円 |
| | 169,000円 未満 | 9 | 36,200円 | 35,700円 |
| | 200,000円 未満 | 10 | 39,900円 | 39,300円 |
| | 233,000円 未満 | 11 | 41,200円 | 40,600円 |
| | 264,000円 未満 | 12 | 42,400円 | 41,700円 |
| | 301,000円 未満 | 13 | 44,500円 | 43,800円 |
| | 349,000円 未満 | 14 | 48,300円 | 47,500円 |
| 349,000円 以上 | 15 | 52,000円 | 51,200円 | |

- 市外の保育所に入所した場合でも、利用者負担額（保育料）は取手市の基準料金になります。
- 保育料を決定する際の市町村民税所得割額は、住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・寄付金控除等を適用しない税額となります。
- 4月分から8月分の保育料は前年度の税額をもとに、9月分から3月分の保育料は現年度の税額により算定します。
- 世帯構成の変更（婚姻、離婚等）、施設・事業の退園、兄弟姉妹の施設・事業の入園（退園）、市町村民税額の変更の際は、必ず市に届け出てください。下記のとおり利用者負担額が**現年度内に限り**変更になる場合があります。

(1)届出年度の前年度の市町村民税に係る変更 届出年度の4月分から8月分までの保育料

(2)届出年度の市町村民税に係る変更 届出年度の9月から3月分までの保育料

利用者負担額（保育料）の納付について

公立保育所・私立保育園は取手市で徴収します

口座振替での納付をお願いします。残高不足などにより振替ができなかった際は、現金での納付をお願いします。

- 指定金融機関の口座から毎月26日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に引き落としさせていただきます。保育施設の利用決定後、次の金融機関のいずれかで、保育料徴収口座振替依頼契約を行ってください。
- 口座振替可能な金融機関は以下のとおりです。

| | |
|--------|---------|
| みずほ銀行 | ゆうちょ銀行 |
| 三井住友銀行 | 水戸信用金庫 |
| 常陽銀行 | 茨城県信用組合 |
| 筑波銀行 | 中央労働金庫 |
| 東日本銀行 | 茨城みなみ農協 |

- 口座振替依頼書が市に届くまでに約2週間かかります。



認定こども園・幼稚園は利用施設で徴収します

- 施設の納入方法によります。各施設にお問い合わせください。

保育料無償化のポイント

- ① 3歳児クラスから5歳児クラスまでのすべての子どもたちの**保育料が無償**となります。
- ② 0歳児クラスから2歳児クラスの子どもの保育料は従来どおりですが、市民税非課税世帯については**保育料無償**となります。
- ③ 3歳児クラスから5歳児クラスまでの給食費（主食費・副食費）については、**実費徴収**となります。**各施設が定めた額**を、それぞれの施設に納めていただくこととなります。
- ④ 保育料無償化については、申請等の**手続きは不要**です。

【注意】

- 各施設で定めている**実費徴収分（帽子代や行事費など）の料金や延長保育料等**については、無償化の**対象外**です。
- クラス年齢・・・4月1日時点の年齢が『クラス年齢』となり、途中で3歳に到達したとしても、年度中は『2歳児クラス』となります。
- 主食費・・・ご飯、パン等の食材料費を指します。
- 副食費・・・主食費以外（おかず・おやつ等）の食材料費を指します。

給食費（主食費・副食費）について

3歳児クラスから5歳児クラス

- これまで保育料に含まれていた「副食費」について、無償化にあわせた国の制度改正により、無償化以降は「保育料と別に実費徴収するもの」とされました。給食費については、各施設が定めた額を、利用施設に納めていただくこととなります。
- 年収が約360万円未満相当世帯、及び第3子は副食費免除となります。主食費のみ納めていただきます。
- 生活保護世帯の方については、市から施設に対し、主食費700円の補助がでます。（各施設で徴収する額との差額は、保護者負担となります。）

0歳児クラスから2歳児クラス

- 0歳児クラスから2歳児クラスの給食費については、従来どおり保育料に含まれます。そのため保育料が0円の場合には、別途給食費の徴収はありません。

給食費の取扱いは施設によって違います

公立保育所に通っている場合

- 保育料無償化対象者は、市で定める主食費700円、副食費4,500円の合計5,200円を納めていただきます。
- 副食費免除対象者は、主食費700円のみ納めていただきます。

納付方法

- 口座振替での納付をお願いします。振替ができなかった際は、現金での納付をお願いします。
- 口座振替手続きは前ページの「利用者負担額（保育料）の納付について」をご確認ください。

私立保育園に通っている場合

- 保育料無償化対象者は、主食費、副食費ともに各施設が定めた額を、利用施設に納めていただきます。
- 副食費免除対象者は、主食費のみ納めていただきます。
- 納付方法
 - 各施設で徴収となります。お手続きについては、各施設にご確認ください。
 - 兄弟で通っている場合、それぞれで収納方法の異なる場合があります。ご注意ください。
（例） 第1子 4歳児クラス…園で徴収
第2子 2歳児クラス…市で徴収（毎月26日引き落とし）

認定こども園に通っている場合

- 保育料無償化対象者は、主食費、副食費ともに各施設が定めた額を、利用施設に納めていただきます。
- 副食費免除対象者は、主食費のみ納めていただきます。

納付方法

- 各施設で徴収となります。お手続きについては、各施設にご確認ください。

幼児教育・保育無償化についての概要

無償化の範囲

| 対象施設・サービス | 対象クラス年齢 | 無償の範囲 | 申請方法 |
|---|--|--|--|
| ①公立保育所 | 3～5歳児 | 一律無償化 給食代は、無償化の対象外です。 | 手続きなし |
| ②私立保育園・認定こども園（保育部分） | 市民税非課税世帯の0～2歳児 | | |
| ③幼稚園・認定こども園（教育部分） | 3～5歳児 ※預かり保育利用の場合は、「保育が必要な認定申請」が必要です。 | ③一律無償化 | 手続きあり 保育が必要な有無に関わらず、申請が必要です。 |
| ④私学助成幼稚園（新制度未移行幼稚園） | | ④月額25,700円まで 預かり保育は上限額あり。4月1日現在の年齢が 3～5歳：月額11,300円まで 2歳：月額16,300円まで◎日額450円 ※4月1日現在の年齢が2歳の場合は、市民税非課税世帯に限る | |
| ⑤認可外保育施設、ベビーシッター、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリーサポート事業 | 保育の必要性があると認定された3～5歳児 市民税非課税世帯の0～2歳児 | 3～5歳児：月額37,000円まで 市民税非課税世帯の0～2歳児：月額42,000円まで | 手続きあり「保育が必要な認定申請」が必要です。※すでに認定を受けている場合は不要 |
| ⑥障害児通園施設 | 3～5歳児 | 一律無償化 | 手続きなし |

※通園送迎費、行事費などの実費負担分は、無償化の対象外です。

対象施設など、詳細は下記問合せ先にお問い合わせください。

問合せ先

上記表の①～⑤については子育て支援課（内線1341・1342）へ

⑥については障害福祉課（内線1333）へお問い合わせください。

幼児教育・保育無償化ハンドブックを作成しました

利用している施設・サービスごとの無償化情報を掲載しています。
どうぞご覧ください。

配布場所

市役所子育て支援課・藤代総合窓口課



(幼児教育・保育無償化ハンドブックイメージ)

(参考) 市民税所得割額の確認方法

特別徴収（給与から天引き）の方

最新の給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書をご覧ください。（毎年6月頃にお勤め先などから、配布されています。）

| | | | |
|----|---|-------------|--|
| 税額 | 市 | 税額控除前所得割額 ④ | |
| | | 税 額 控 除 額 ⑤ | |
| | | 所 得 割 額 ⑥ | |
| | | 均 等 割 額 ⑦ | |
| | 県 | 税額控除前所得割額 ④ | |
| | | 税 額 控 除 額 ⑤ | |
| | | 所 得 割 額 ⑥ | |
| | | 均 等 割 額 ⑦ | |

※通知書のレイアウトや表記方法については市区町村により異なる場合がありますのでご了承ください。

- 通知書中、「税額」の「市」の欄の「所得割額⑥」をご確認ください。
- 通知書の（摘要）欄に「住宅ローン控除 市〇〇円」と記載されている方は、その額を所得割額に加算した額となります。
- その他、税額控除の中に「保育料算定については控除しない」ものもありますので、この限りではありません。

普通徴収（個人での納付）の方

最新の市民税・県民税 税額決定通知書兼納税通知書をご覧ください。（毎年6月に市から送付しています。）

- 2枚目の「所得割」の「計①」の「市民税」をご確認ください。
- 「住宅借入金等特別税額控除額」の「市民税」が記載されている方は、その額を所得割額に加算した額となります。
- その他、税額控除の中に「保育料算定については控除しない」ものもありますので、この限りではありません。

（注意）課税額がわからない場合は、最新の課税証明書を取得してください。電話でのお問い合わせには応じられません。

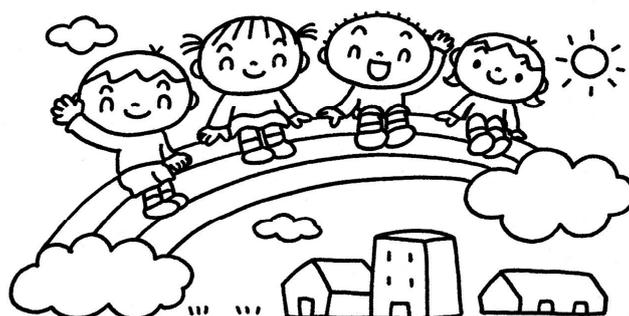
給食費一覧（令和6年4月1日現在）

表中に単位がないものは、ひと月分の代金です。物価高騰などにより今後変更となる場合があります。

（単位：円）

| 園名 | 1号認定 | | | 2号認定 | | | |
|-------------------------|-------|-----------------|-------|-------|-------------------|-------------------|-------|
| | 主食費 | 副食費 | 計 | 主食費 | 副食費 | 計 | 土曜給食 |
| 公立保育所 | | | | 700 | 4,500 | 5,200 | 0 |
| 取手保育園 | | | | 1,000 | 4,500 | 5,500 | 0 |
| ふたば保育園 | | | | 700 | 4,500 | 5,200 | 0 |
| 育英保育園 | | | | 700 | 4,500 | 5,200 | 0 |
| たちばな保育園 | | | | 700 | 4,500 | 5,200 | 0 |
| 共生保育園 | | | | 700 | 4,500 | 5,200 | 0 |
| 稲保育園 | | | | 1,000 | 4,500 | 5,500 | 0 |
| 戸頭東保育園 | | | | 1,000 | 4,500 | 5,500 | 0 |
| 藤代駅前ナーサリースクール | | | | 1,000 | 5,300 | 6,300 | 0 |
| 藤代中央保育園 | | | | 1,000 | 5,000 | 6,000 | 300/食 |
| たかさごスクール取手 | 1,000 | 5,300 | 6,300 | 1,000 | 5,300 | 6,300 | 0 |
| 認定こども園 取手ふたば文化 | 1,000 | 5,000 | 6,000 | 1,000 | 6,000+おやつ代1,000 | 8,000 | 400/食 |
| 認定こども園 めぐみ幼稚園 | 62/食 | 248/食 | 310/食 | 62/食 | 248/食+おやつ代2,000/月 | 310/食 | 310/食 |
| みどりが丘幼稚園 | 1,000 | 5,000 | 6,000 | 3,000 | 5,950 | 8,950 | 450/食 |
| 幼保連携型認定こども園 戸頭さくらの森 | 1,990 | 2,650 | 4,640 | 2,840 | 3,760 | 6,600 | 340/食 |
| 取手幼稚園 | 1,500 | 4,000 | 5,500 | 2,000 | 6,000 | 8,000 | 350/食 |
| つつみ幼稚園 | 1,000 | 4,000 | 5,000 | 2,000 | 5,000 | 7,000 | 400/食 |
| 光風台幼稚園 | 65/食 | 245/食 | 310/食 | 65/食 | 245/食+おやつ代1,500/月 | 310/食+おやつ代1,500/月 | 330/食 |
| 白山幼稚園 | 65/食 | 245/食 | 310/食 | 1,300 | 4,900 | 6,200 | 400/食 |
| あづま幼稚園 | 800 | 4,400 | 5,200 | 1,000 | 7,500 | 8,500 | 425/食 |
| チューリップ幼稚園 | 65/食 | 315/食 (飲み物付) | 380/食 | | | | |
| チューリップ第二幼稚園 | 65/食 | 315/食 (飲み物付) | 380/食 | | | | |
| 藤代幼稚園(年中) | | | 4,370 | | | | |
| (年長) | | | 4,370 | | | | |
| 公益社団法人取手市医師会 どんぐり保育園 | | | | | | | |

保育施設以外の 子育て支援情報



| | |
|--------------------------------|---|
| 一時保育..... | 1 |
| 認可外保育施設..... | 3 |
| とりでファミリー・サポート・センター(ファミサポ)..... | 3 |
| 病児・病後児保育..... | 5 |
| 地域子育て支援センター..... | 6 |

一時保育

一時保育とは…

毎日保育所（園）を利用するほどではないものの、一時的にお子さんを家庭で見ることが困難となった場合に利用できる制度です。市内在住または里帰り出産などで帰省中の方に限ります。

1 ご利用できる方

(1) 保護者の就労形態等により、断続的に家庭保育が困難になる方

- ① 労働…昼間就労している場合
- ② 職業訓練…就労を目的として、職業訓練学校等に昼間通学している場合
- ③ 就学…各種専修学校に昼間通学している場合
- ④ 就職活動…仕事を探したり、面接に行く場合
- ⑤ ボランティア活動…福祉団体等で定期的な活動をしている場合

(2) 保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭その他社会的にやむを得ない事由により、緊急または一時的に家庭内保育が困難になる方

- ① 疾病・出産…疾病、出産等により入院または通院する場合
- ② 災害・事故…災害時の復旧や不慮の事故に遭遇した場合
- ③ 看護・介護…親族の入院等により看護・介護に従事する場合（県外に嫁いだ方が出産、疾病により看護・介護に従事する場合も含む）
- ④ 行事の出席…幼稚園、保育園、学校の行事・参観日に参加する場合
- ⑤ 社会的理由…社会的にやむを得ない理由がある場合

(3) 保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消する等の私的な理由により、一時的に保育が必要となる方

2 実施施設

| 施設名 | 所在地 | 電話番号 (受付時間 平日 8:30~17:00) |
|--------------------------------|---------------|------------------------------|
| (公立) 白山保育所 | 取手市白山 5-16-8 | 0297-72-4155 (保育室直通) |
| (公立) 久賀保育所 | 取手市萱場 891-1 | 0297-83-0433 |
| (公立) 永山保育所 | 取手市下高井 2380 | 0297-78-8925 |
| (公立) 井野なないろ保育所 | 取手市井野 3-15-1 | 0297-86-7016 |
| (認定こども園) たかさごスクール取手 | 取手市井野 3-16-1 | 0297-72-1708 |
| (私立) たちばな保育園 | 取手市米田 259-1 | 0297-85-2241 |
| (私立) 稲保育園 | 取手市西 1-21-25 | 0297-85-3508 |
| (私立・事業所内保育施設) 取手市医師会どんぐり保育園 | 取手市野々井 1926-2 | 0297-70-2522 |
| (私立) 藤代駅前ナーサリースクール | 取手市宮和田 1136-1 | 0297-86-6801 |

3 利用方法など

| 施設名 | 対象児童 | 保育時間 | 利用料金など | 利用申し込みなど |
|---|--------------|---|---|---|
| 白山保育所 久賀保育所 永山保育所 井野なないろ保育所 | 市内在住の満一歳就学前 | 月～金曜日 8:30～17:00 (ただし保護者が就労の場合のみ 17:30まで可) ※祝日、年末年始を除く | 3歳未満児：1時間 300円 3歳以上児：1時間 150円 ※生活保護世帯は免除 (給食費は実費負担) 給食費：1食 250円 | ●利用日1か月前から前日までに（緊急な場合を除く）利用保育所に直接お申し込み下さい。※初回のみ、事前に面接が必要になります。 ●面接に持参するもの 健康保険証・印鑑・母子手帳 ●提出書類 利用申込書・個人調査票（お子さんの健康診断書を提出していただく場合があります） |
| たかさご スクール取手 藤代駅前 ナーサリースクール | | 月～金曜日 8:30～17:00 | 3歳未満児：1時間 400円 3歳以上児：1時間 200円 ※藤代駅前ナーサリースクールのみ 8：30～9：00 200円 給食費：1食 400円 | ●利用日前月の初日から前日までに保育園に直接お申し込み下さい。※初回のみ、事前に登録が必要になります。 ●登録の際に持参するもの 健康保険証・印鑑・母子手帳 |
| たちばな保育園 | | ※祝日、年末年始を除く | 3歳未満児：1時間 300円 3歳以上児：1時間 150円 給食費：1食 250円 | ●利用日1か月前から前日までに（緊急な場合を除く）保育園に直接お申し込み下さい。※初回のみ、事前に面接が必要になります。 ●面接に持参するもの 健康保険証・印鑑・母子手帳 ●提出書類 利用申込書・個人調査票 |
| 稲保育園 | | 3歳未満児：1時間 400円 3歳以上児：1時間 200円 給食費：1食 300円 | | |
| 取手市医師会 どんぐり保育園 | 市内在住の満六か月就学前 | 月～金曜日 8:30～17:30 ※祝日、年末年始を除く | 2時間未満：500円 2時間以上4時間未満：1,000円 4時間以上6時間未満：1,500円 6時間以上：2,000円 給食費：1食 300円 | ●利用日1か月前から前日までに（緊急な場合を除く）保育園に直接お申し込み下さい。※初回のみ、事前に面接が必要になります ●面接に持参するもの 健康保険証・印鑑・母子手帳・親子写真 ●提出書類 利用申込書・個人調査票 |

- 詳しい内容の照会、お申し込み等は、各施設に直接お問い合わせください。
- 利用料金の「3歳未満児」とは、その年度の4月1日において満3歳に達していない児童です。
- お子さんの健康状態によっては、お預かり出来ない場合があります。
- 幼稚園児は原則不可。保護者が疾病・出産等の場合はご相談ください。

認可外保育施設

認可外保育施設とは

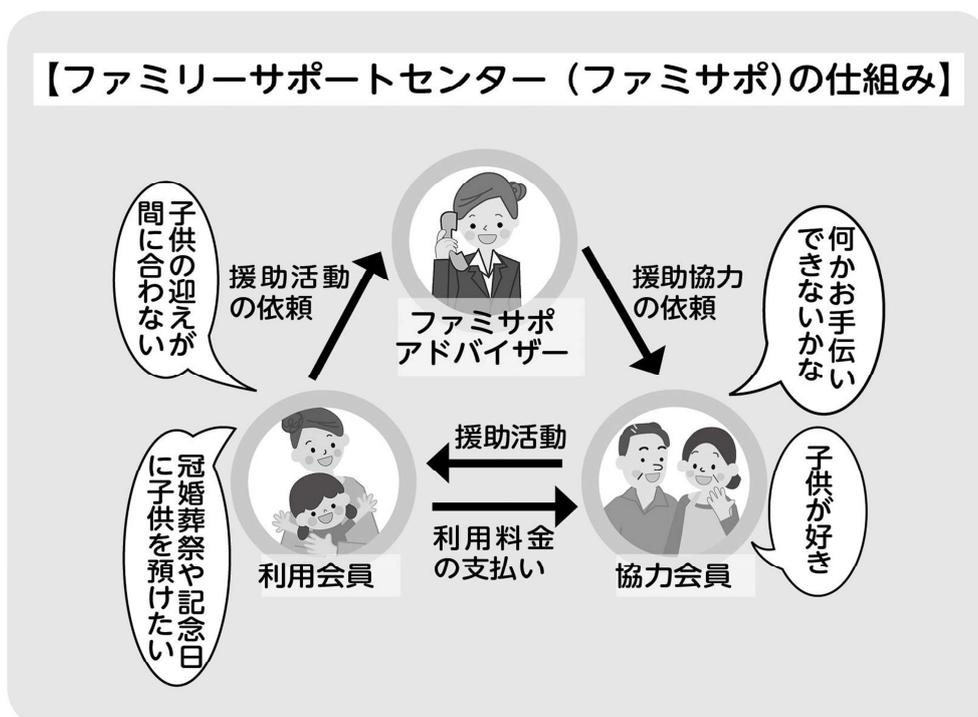
認可外保育施設とは、乳幼児の保育を目的とする施設で、県知事の許可を受けていない施設をいいます。施設によって保育内容や利用料、申し込み方法等が異なりますので、詳細は各施設に直接お問い合わせください。

| 施設名 | 所在地 | 電話番号 | 開園時間 |
|----------------|-------------|---------|------------|
| とねっこ保育園 | 下高井 1087-24 | 78-2203 | 7:30~19:00 |
| コロポックルこどもの家保育園 | 櫛木 432 | 83-8066 | 7:30~18:30 |
| エンゼルクラブ | 藤代 1076 | 83-0484 | 8:00~19:00 |
| かがやき保育園とりで | 取手二丁目 3-7 | 63-5633 | 8:00~19:00 |

とりでファミリー・サポート・センター(ファミサポ)

ファミリー・サポート・センターとは

仕事と育児の両立を支援する事業で、子育ての援助を受けたい人（利用会員）と援助を行いたい人（協力会員）が会員となり、ファミリー・サポート・センターが相互援助をサポートしています。



相互活動の例

- 保育所・幼稚園などの送り迎えをお願いしたい
- 土曜、日曜、祝日の勤務などがある時、預かってほしい
- 用事がある時や保護者の具合が悪いときにみてほしい
- 妊娠中で通院するときに、上の子を預かってほしい(お子さんの宿泊はできません)

利用対象

生後6か月以上小学校6年生までのお子さんを持つ方（取手市在住在勤）

利用会員になるには（入会方法）

- 利用方法等をご案内しますので、まず「とりでファミリー・サポート・センター」にご連絡ください。登録を希望するかたは、家族写真1枚、入会金1,200円が必要となります。
- 入会后、利用会員・協力会員・事務局アドバイザーで、依頼内容の確認、お子さんの様子、活動時の注意事項などを打ち合わせし、サポートが始まります。お子さんのお預かりは、原則、協力会員の自宅において行います。

利用時間と料金

| 利用時間 | 利用料金（1時間あたり）※ |
|---|---------------|
| 平日 7:00～19:00 | 700円 |
| 平日 6:00～7:00、19:00～22:00 および土曜・日曜・祝日・12/29～1/3 | 800円 |

利用料金の助成

※上記の料金を協力会員に支払った後、ファミサポ事務局へ申請すると200円の助成を受けることができます。

問い合わせ先

とりでファミリー・サポート・センター 74-2088（受付時間 平日 9:00～16:00）
寺田 5144-3（取手市社会福祉協議会内）

病児・病後児保育

病児・病後児保育とは

お子さんが病中又は病気の回復期にあり、保護者の就労や傷病、その他やむを得ない理由によりご家庭において保育が困難なときに利用できる制度です。

利用対象

以下のすべてに該当するお子さんが利用可能です。

- 取手市内に住所を有する、または保護者が取手市内在勤者の満 1 歳以上から小学 6 年生までのお子さん
- 病中又は病気の回復期であって、安静の確保に配慮する必要があり、集団保育が困難なお子さん
- 保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭その他のやむを得ない理由により家庭において保育が困難なお子さん

保育時間

月曜日～金曜日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）の 8:30～17:30（前後 30 分は応相談）

利用のお申し込み・お問合せ

- 事前登録をしたうえで、利用時には予約が必要になります。
- 取手市病児保育事業医師連絡票（診療情報提供書）をかかりつけ医からもらってください。
- 詳しくは、実施施設まで直接お問合せください。

| | 施設名 | 所在地 | 電話番号 |
|---------------|----------------|------------|---------|
| 病後児保育 | 稲保育園 | 西 1-21-25 | 85-3508 |
| 病児保育 病後児保育 | 取手市医師会 どんぐり保育園 | 野々井 1926-2 | 70-2522 |

地域子育て支援センター

地域子育て支援センターとは

取手市内に住んでいる 0 歳から就学前までのお子さんとその保護者、プレママが無料でご利用いただける場所です。

- 同じくらいの年齢の子どもと交流したい…
 - 育児に不安や悩みがあるんだけど…
 - 子育てに関する情報を知りたい…
 - 友達を作りたい…
- などなど、お気軽にご利用ください。

市内には、以下の 4 つの子育て支援センターがあります。お好きなセンターをご利用ください。

市内の子育て支援センター

●白山地域子育て支援センター

所在地 取手市白山 5 丁目 16 番 8 号(白山保育所 2 階)

電話 0297-73-2277

●戸頭地域子育て支援センター

所在地 取手市戸頭 6 丁目 30 番 1 号(戸頭公民館となり)

電話 0297-78-7223

●藤代地域子育て支援センター

所在地 取手市藤代 700 番地(藤代庁舎 1 階)

電話 0297-83-8831

●井野なないろ地域子育て支援センター

所在地 取手市井野 3-15-1(井野なないろ保育所となり)

電話 0297-85-2525

開所日時

【戸頭・藤代地域子育て支援センター】

- 月曜日から土曜日(祝日、年末年始を除く) * 臨時休館日あり
- 午前 10 時から午後 4 時まで (お昼の時間も開所します、都合のよい時間にご利用ください。)
電話による育児相談は随時受付します。
- イベント時のみ予約制となります。

【井野なないろ・白山地域子育て支援センター】

- 月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く) * 臨時休館日あり
- 午前 9 時から正午、午後 1 時 15 分から午後 3 時 15 分
電話による育児相談は随時受付します。
- イベント時のみ予約制となります。

裏面へつづく

利用上の注意

- 保護者が必ず付き添ってください。お子さんだけでの利用やお預かりはできません。
- 室内での食事はできません。
- 水分補給のための麦茶などは各自でお持ちください。
- 講習会、講演会、特別な企画の場合は事前に申し込みが必要になります。詳しくは行事予定表をご覧ください。

各支援センター行事予定表はこちらの QR コードからご覧になれます

